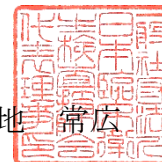


元日臨技発第535号
令和2年2月20日

都道府県臨床(衛生)検査技師会
会長 各位

一般社団法人 日本臨床衛生検査技師会
会長職務代理 代表理事副会長 横地 常広



新型コロナウイルス (COVID-19) 厚生労働省からの感染症対策支援員
の派遣要請等について

謹啓 立春の候、時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、日本臨床衛生検査技師会の事業活動にご協力いただきありがとうございます。

先般、「厚生労働省からの要請に伴う新型コロナウイルス (COVID-19) 感染症対策支援員の派遣について(依頼)」(令和2年2月13日付け2日臨技発第516号、以下本職通知という。)を首都圏の都県臨床検査技師会、埼玉県臨床検査技師会に依頼したところでありますが、今般、令和2年2月14日付け事務連絡検疫業務管理室長から別添依頼文が届きましたので、お知らせいたしました。

また、今般、新たな通知として「新型コロナウイルスに関する検査体制の構築について」(厚生労働省健康局結核感染症課 令和2年2月17日付事務連絡)により、一般社団法人日本衛生検査所協会に通知した旨の通知(別添写し)がありました。

なお、同様の通知が臨床検査振興協議会並びに病院を管下にもつ文部科学省、都道府県知事、保健所設置市(特別区)宛発出されていることから、貴会会員施設には、当該都道府県知事等の行政機関から通知されることとなりますので、ご存知くださいませ。

謹白

【お問合せ先】 電話 03-5767-5541

担当専務理事 深澤恵治、事務局 篠崎隆男

E-mail:shinozaki-takao@jamt.or.jp

事務連絡
令和2年2月14日

一般社団法人 日本臨床衛生検査技師会
代表理事会長 宮島 喜文 殿

厚生労働省 医薬・生活衛生局
生活衛生・食品安全企画課
検疫所業務管理室長 大重 修一

新型コロナウイルスに関連した感染症対策における協力要請について(ご依頼)

厚生労働省におきましては新型コロナウイルスに関連した感染症対策のため、対策推進本部を立ち上げ対応することといたしました。

つきましては新型コロナウイルス感染が疑われる方々への検疫対応を行うにあたり、貴団体からご協力賜りたく、臨床検査技師を派遣してくださるようお願いします。

事 務 連 絡
令和2年2月17日

一般社団法人 日本臨床衛生検査技師会 御中

新型コロナウイルスに関する検査体制について

厚生労働省健康局結核感染症課

平素より感染症対策の推進にご協力賜り誠にありがとうございます。

さて、本日、一般社団法人日本衛生検査所協会宛てに別添の事務連絡を発出させていただきました。ご承知おきいただくとともに、検査体制構築に向け、貴会および貴会会員のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

一般社団法人 日本衛生検査所協会 御中

新型コロナウイルスに関する検査体制について

厚生労働省健康局結核感染症課

平素より感染症対策の推進にご協力賜り誠にありがとうございます。

1月30日付け事務連絡による、貴会会員の衛生検査所への新型コロナウイルスの核酸検出にかかる検査実施の可否及び対応のご意向についての調査に、ご協力いただきありがとうございました。

新型コロナウイルス感染症については、国内でも患者や疑い患者が発生しており、今後、公衆衛生目的に加え、医療提供を目的とする検査のニーズが増大する場合には、現在の検査体制を上回る体制を要する可能性もあります。

このため、検査体制拡充に向け、以下についてご協力をお願いいたします。

記

1. 国立感染症研究所の病原体検出マニュアルに基づくリアルタイム PCR 検査で用いられるプライマー・プローブとポジティブコントロールを、検査体制構築の準備に必要な貴会会員に提供いたします。まず、3月半ばまでに新型コロナウイルスの検査を受託できる体制の構築を予定する会員に、1セットを無償で提供いたしますので、提供を希望する会員の社名・送付先を、2月20日までにとりまとめていただくようお願いいたします。(できるだけ早く対応いたしますので、希望がある程度まとまり次第、締め切り前であっても、順次お知らせください。)
2. 貴会会員が、新型コロナウイルスの検査受託が可能となった場合には、貴会において、社名、受託可能となった年月日及び1日当たりの受託可能検体数をとりとめいただき、定期的にご提供いただきますようお願いいたします。

新型コロナウイルスの検査体制についてに関する Q&A

Q 1 地方衛生研究所で検査が行われている中で、新型コロナウイルスの検査を受託する目的は何ですか。

A 1 現時点では、国や自治体が検査を委託する場合や、医療機関等が研究等の目的で委託する場合などが考えられます。なお、今後、仮に国内での患者発生が増加した場合には、地方衛生研究所での検査は、サーベイランス等の目的に限られることが想定され、患者の診療に必要な検査は、衛生検査所等で応需いただく必要が生じます。こうした場合に備えた体制整備も必要です。

Q 2 提供されるプライマー・プローブとポジティブコントロールはどのようなものですか。検査を受託する場合、提供されたものを使用する必要がありますか。

A 2 今回提供するプライマー・プローブとポジティブコントロールは、国立感染症研究所の病原体検出マニュアルに基づく検査に使用できるよう、国立感染症研究所が業者に委託して作成したもので、地方衛生研究所等に提供したものと同一のものです。

なお、衛生検査所による検査方法は、当該試薬を用いるものには限定されません。例えば、ロシュ・ダイアグノスティック社が、研究用試薬として新型コロナウイルス検出用の試薬を供給しており、国立感染症研究所の病原体検出マニュアルにおいて、当該メーカーの検査法について、国立感染症研究所の病原体検出マニュアルに基づくものと同等の感度を有すると評価しています。

Q 3 1セット（数百検査分）のプライマー・プローブとポジティブコントロールの提供を無償で受けられるとのことですが、2セット以上を希望する場合にはどうすればよいですか。

A 3 試薬セットの提供は、民間事業者へ委託して行います。複数のセットを希望される場合には、委託先の事業者にご相談いただくことができます。（供給量に余裕がある場合には、有償で提供できる場合があります。）